

事務連絡  
平成 28 年 9 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の  
指定する医薬品等の一部を改正する件について」の一部訂正について

平成 28 年 9 月 26 日付け薬生監麻発 0926 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性  
の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚  
生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」の記載の一部に  
誤りがございましたので、下記のとおり訂正方よろしく願いいたします。

記

該当箇所	正	誤
1 改正要旨	p H 4 処理酸性人免疫 グロブリン	献血ポリグロビン N 10% 静注